

Subjugation of the Emishi and Changes in their Control in Early Heian

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-11-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊谷, 公男 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24286

平安初期における征夷の終焉と蝦夷支配の変質

熊谷公男

はじめに

弘仁二年（八一二）、爾薩体・幣伊二村の征夷を終えた征夷大將軍文室綿麻呂は、その上奏の中でこれまで蝦夷との武力抗争を振り返って「自_二宝龜五年_一、至_二于当年_一、惣卅八歳、辺寇屢動、警□無_レ絶。丁壮老弱、或疲_二於征戍_一、或倦_二於転運_一。百姓窮弊、未_レ得_二休息_一」（『日本後紀』同年閏十二月辛丑条）と総括している。宝龜五年（七七四）からこの年にいたる三十八年もの長きにわたる中央政府と蝦夷との戦争は、蝦夷社会にはむろんのこと、直接間接に戦争にかかわった東北・東国などの広範な地域社会にもきわめて深刻な影響を及ぼしていたのである。

この弘仁二年の征夷は、結局、史上最後のものとなるが、その六年前、桓武朝の晩年にあたる延暦二十四年（八〇五）十二月、殿上で参議藤原緒嗣と同菅野真道が天下の徳政を相論するということがあった。緒嗣が「方今天下所_レ苦、軍事与_二造作_一也。停_二此兩事_一、百姓安之」と主張したのに対し、真道は異議をとなえてゆずらなかつたが、結局、桓武天皇は緒嗣の意見を採用し、これまで天皇自身が

中心となつて推進してきた軍事（『征夷』と造作（『造都』）の中止を決断する（『日本後紀』同年十二月壬寅条）。さしもの専制君主桓武も、天下の民衆の疲弊の現実を認め、緒嗣の主張を受け入れざるを得なかつたのである。

弘仁二年の征夷はこの桓武天皇の決定を前提としたもので、その征討軍は桓武朝の場合と異なつて東国の兵力にまったく依存せず、陸奥出羽の二万余の兵力のみでおこなわれ、しかも実際に戦果をあげたのは中央政府側についた俘囚の部隊であつた。もはや膨大な兵力と物資をつぎ込んで組織的におこなつた桓武朝の征夷の面影はなくなつていたのである。

このように奈良時代末期以来の慢性的な戦争状態は地域社会を疲弊させたばかりでなく、国家財政の窮乏をまねき、ついには蝦夷支配のあり方にも重大な転換をせまることになつた。中央政府の主体的な征夷が文室綿麻呂の征討を最後とするのは、以上のような経過からみて、従来漠然と考えられてきたように、中央政府の支配領域が飛躍的に広がり、安定的に蝦夷支配がおこなえる段階に達したからというようなことによるのでは必ずしもなく、むしろ長期にわた

る蝦夷との戦争状態にもとづく国家財政の窮乏、民衆の疲弊によって、中央政府の側が従来の蝦夷支配方式を放棄せざるをえない状況にたちいたったことの方に主因があると考えざるべきであろう。こうして中央政府は、坂上田村麻呂の征討によって新たに支配下に入った北上川中流域の支配体制を十分に確立しえないまま、とくに桓武朝末期から嵯峨朝にかけて、疲弊した民衆の負担を大幅に軽減する一連の政策を実施することを余儀なくされるのである。

要するに、律令国家の蝦夷支配は、桓武朝における征夷中止の決定によって新たな歴史的段階に入ったというべきで、これ以降は従来とは大幅に異なる条件のもとで、新たに支配領域に取り込んだ地域の蝦夷支配をおこなっていかねばならなくなるのである。したがって征夷の終焉を蝦夷問題の解決とみるのは誤りで、蝦夷支配方式の転換点と理解すべきであろう。

桓武朝末年における徳政相論とそれにもなう征夷の中止はあまりにも有名であるが、これまでその歴史的意義の考察は必ずしも十分ではなかったように思われる。そこで小論では、まず征夷を終焉に導いた要因として、北上川中流域の蝦夷集団（山道蝦夷）の成長と、それと密接に関連する移民政策の破綻についてとりあげることにし、ついで桓武朝末期の征夷中止の決定が以後の律令国家の蝦夷政策にどのような変化をもたらしたかを具体的に考えてみることにする。

一、北上川中流域における蝦夷集団の成長

1、海道蝦夷と山道蝦夷

三十八年戦争の発端となるのは、宝龜五年（七七四）七月に海道蝦夷が桃生城を襲い、その西郭をやぶった事件である。陸奥側の蝦夷ははやくから海道蝦夷と山道蝦夷に二分されて律令国家に把握されているが、海道蝦夷とは、天平宝字四年（七六〇）に造営された桃生城が海道蝦夷への備えという性格をもつとみられることからすると、桃生郡付近を中心とした北上川下流域から本吉・気仙方面の海岸部にかけて居住していた蝦夷集団の総称と思われ、一方、山道蝦夷は、神護景雲元年（七六七）に完成した伊治城が山道蝦夷へ備えるという側面をもつとみられること、また山道蝦夷の最有力の蝦夷集団が胆沢地域の蝦夷であったことなどから、宮城県北部から岩手県南部にかけての北上川中流域に居住する複数の蝦夷集団を中央政府が一括して呼んだ名称と考えられる。

この両者のうちでは、海道蝦夷の方がはやくから優勢であったようである。神龜元年（七二四）には海道蝦夷が反乱を起こし、陸奥大掾の佐伯見屋麻呂を殺害するという事件が起きている。それに対して、山道蝦夷との武力衝突が確認できるのは、現存史料によるかぎり、宝龜七年（七七六）二月に陸奥国が「山海二道賊」を討伐することを奏上した（『続日本紀』同年二月甲子条）のが最初である。海道蝦夷へ備えた桃生城が山道蝦夷への防備の拠点である伊治城に先んじて造られていることも、このころにおける律令国家側の両者の軍事

的脅威に対する認識を反映するものであろう。

2、山道蝦夷の台頭

既述のように、三十八年戦争の火ぶたを切ったのは、宝亀五年に海道蝦夷の起こした反乱であった。ただし、この事件は決して偶発的なものではなかったと思われる。というのは、事件の直前の同年七月には「勅_二陸奥国按察使兼守鎮守將軍正四位下大伴宿祢駿河麻呂等_一曰、將軍等、前日奏_二征夷便宜_一、以為、一者不_レ可_レ伐、一者必_レ當_レ伐。朕為_二其勞_レ民、且事_二含弘_一。今得_二將軍等奏_一、竊彼蝦夷、不_レ悛_二野心_一、屢侵_二辺境_一、敢拒_二王命_一。事不_レ獲_レ已、一依_二來奏_一、宜_二早發_レ軍_一、時討滅_二」(「続日本紀」同年七月庚申条)とあって、大伴駿河麻呂らは以前から征討の必要性を中央政府に奏上していたことが知られる。とくに直前の奏状では事態が一層深刻化し、蝦夷が侵攻をくり返していることを訴えており、政府もその征討を許可しているので、奥郡の²⁾一帯ではこれ以前から一触即発の不穏な状況がつづいていたことがうかがわれる。宝亀五年の海道蝦夷の反乱は、天平宝字年間以降、律令国家が積極的な蝦夷政策に転じたことにより律令国家と陸奥国北辺の蝦夷との間の対立がしだいに深まり、起こるべくして起こった事件とみるべきであろう。

さて、海道蝦夷が桃生城を攻撃した翌年の「続日本紀」には、「陸奥蝦夷騒動、自_レ夏涉_レ秋。民皆保_レ塞、田疇荒廃。詔復_二当年課役田租_一」(宝亀六年三月丙辰条)、「出羽国言、蝦夷餘燼、猶未_二平殄_一。三年之間、請_二鎮兵九百九十六人_一、且鎮_二要害_一、且遷_二国府_一」(同

年十月癸酉条)などあって、反乱は急速に拡大していったようである。さらに宝亀七年(七七六)二月になると、さきに触れたように陸奥国が「山海_二道賊_一」を討伐することを奏上しているが、それを受けて中央政府は出羽国に対して「發_二軍士四千人_一、道自_二雄勝_一而伐_二其西辺_一」ことを命じている。これは出羽国に山道蝦夷を西側から攻撃するよう指示したものと解される。この直後の五月に出羽国と「出羽国志波村賊」とが戦いとなり、出羽国側が劣勢なので坂東諸国に騎兵の派遣を命じている(同年五月戊子条)のは、出羽国の山道蝦夷への攻撃に関連して起こった戦闘であろう。³⁾さらに十一月には「發_二陸奥軍三千人_一伐_二胆沢賊_一」(同年十一月庚条)とあって、陸奥国の軍勢が胆沢の蝦夷に攻撃を加えている。これが「胆沢」という地名の初見である。このように宝亀七年のうちには、戦線がいつきよに山道地域から出羽方面にまで拡大し、山道蝦夷のうち胆沢の蝦夷や志波村の蝦夷と戦闘が行われたことが確認できる。

その後、蝦夷との戦闘は長期化の様相を呈し、同七年十二月には陸奥国の諸郡の百姓から奥郡を成るものを募り、復三年を給してその定着をはかっている。翌八年(七七七)四月には、陸奥国では国を挙げて軍を発して山海両道の蝦夷を討ち、国内が騒然として百姓が艱苦したとして、この年の調庸と田租が免除されている。さらに同年十二月には出羽国軍が再び志波村の蝦夷と戦って敗退し、また出羽国の蝦夷も反乱を起こして、官軍が劣勢に陥っている。戦線が陸奥出羽両国に拡大して、律令国家と蝦夷の全面戦争の様相を帯びてくるとともに、政府軍側がかなりの苦戦を強いられていることが

うかがわれる。

このように宝亀五年以降、中央政府と蝦夷の武力衝突は急速に拡大していくが、そのなかでしだいに胆沢地域の蝦夷を中心とした山道蝦夷が、中央政府の主たる攻撃目標に定まっていた。そのことを明瞭に示すのが、つぎの宝亀十一年(七八〇)二月丁酉条である。

陸奥国言、欲_下取_二船路_一伐_中撥遣_上賊。比年甚寒、其河已凍、不得_レ通_レ船。今賊来犯不_レ已。故先可_レ塞_二寇道_一。仍須_下差_二発_一軍士三千人。取_二三・四月雪消、雨水汎溢之時_一。直進_二賊地_一。因造_中覚_上繁城。海道漸遠、来犯無_レ便。山賊居近伺_レ隙来犯。遂不_二伐_一撥、其勢更强、宜_下造_二覚_上繁城得_中胆沢之地_上。两国之息、莫_レ大_二於斯_一。

たび重なる蝦夷の来攻に悩まされる陸奥国の奏上を受けてここで勅が發布されるのであるが、それによれば海道蝦夷は拠点が遠方にあるため「来犯無_レ便」なのに対して、「山賊」すなわち山道蝦夷は居地が近く、隙を見ては襲撃してきて、このまま放っておいてはその勢力がさらに強大になるとして、新たに覚繁城を造営して、胆沢地域の制圧拠点とするよう命じている。この勅によれば、この時点で中央政府の最大の攻撃目標は明らかに山道蝦夷であり、その中でももっとも強盛であった胆沢の蝦夷を制圧することが数年来の騒動の鎮静化にとってもっとも緊要なことで認識されているのである。

覚繁城の建造計画のもちあがった直後の宝亀十一年三月、按察使紀広純が俘軍を率いて伊治城に入ったときに、東北古代史上著名な伊治公皆麻呂の乱が起こる。この反乱によって広純や牡鹿郡大領道

嶋大楯が伊治城で殺され、さらには多賀城まで焼き討ちにされて、陸奥国は大混乱におちいつてしまう。覚繁城の造営計画も実施に移されぬまま中絶してしまつた可能性が高い(拙稿「八書評」工藤雅樹著「城柵と蝦夷」『歴史』七七一九九一年)。ところが皆麻呂は、これ以後、一度も記録に現われてこない。また征討軍の主たる攻撃目標は、この後も一貫して胆沢地域の蝦夷であった。したがって皆麻呂の乱は多分に偶発的な事件であつたとみられ、三十八年戦争はあくまでも北上川中流域の蝦夷(『山道蝦夷』)と政府軍との間の武力衝突を軸として展開していくのである。

海道蝦夷の反乱にはじまる三十八年戦争は、以上にみたように、急速な戦線の拡大とともに状況にも変化がみられ、ほどなく胆沢地域の蝦夷を中心とする山道蝦夷と政府軍との大規模な武力衝突を中心に展開していくことになる。以後、坂上田村麻呂が登場するまで、政府軍は長期にわたつて苦戦を強いられるが、これが山道蝦夷らの勢力の強大さを如実に物語るものであることは、改めていうまでもなからう。ただ、ここで特に注意しておきたいのは、山道蝦夷が有力化するのには、残された文献史料からみるかぎり、比較的新しい時期とみられるということである。宝亀末年には山道蝦夷の優勢が明白であるが、先にふれたように、桃生城が造営された天平宝字年間ごろまでは、むしろ海道蝦夷の方が優勢であつたとみられる。これは八世紀の半ば以降、北上川中流域の蝦夷集団が急速に発展し、陸奥側で最有力の蝦夷勢力に成長を遂げていったことを示すものであろう。

3、北上川中流域の蝦夷集団の発展の要因

胆沢地方を中心とする北上川中流域の蝦夷集団は、八世紀中葉以降急速に陸奥最有力の蝦夷集団に成長していったらしいことをみたが、その要因としてはどのようなものが考えられるのであろうか。

近年の考古学的調査の進展によって、八世紀になると東北北部に農耕集落が広範に出現し、九世紀にはさらに稲作農耕が定着して集落が増加することが判明してきた。とくに北上川中流域では八世紀から九世紀にかけて急速に集落遺跡が増大していくという。このような農耕の定着を基礎としたこの地域の人口増が山道蝦夷の発展の基礎となっていることは間違いないであろう。

このような考古学上の事実に加えて、文献史料からはいくつかの政治的・経済的な要因が考えられる。すなわち八世紀前半に中央政府の移民政策が組織的に実施され、いわゆる天平五柵などの城柵が大崎地方に設置されて城柵を拠点とする蝦夷支配体制が整備されると、それにもなつて山海両道等の蝦夷集団の多賀城をはじめとする諸城柵への朝貢の機会も飛躍的に増大していったであろう。そして、この地域に送り込まれてきた移民系の住民と蝦夷とのさまざまな形で接触の機会も増えていったと思われる。交易の蝦夷社会に与えた影響の大きさについては、つとに大石直正氏や工藤雅樹氏の指摘があるが（大石直正「中世の黎明」小林清治・大石直正編「中世奥羽の世界」^U P選書^ 東京大学出版会 一九七八年、工藤雅樹「城柵と蝦夷」^考古学ライブラリー^ニュー・サイエンス社

一九八九年）、つぎに掲げる「類聚三代格」所収の延暦六年（七八七）の官符は、そのことを具体的に知ることができる点できわめて重要である。

太政官符

廔_下陸奥按察使禁_中断王臣百姓与_二夷俘_一交関_上事

右被_二右大臣宣_一傳、奉_レ勅、如聞、王臣及国司等、争買_二狄馬及俘奴婢_一。所以、弘羊之徒、苟貪_二利潤_一、略_レ良窃_レ馬、相賊日深。加以、無知百姓、不_レ畏_二憲章_一。売_二此国家之貨_一、買_二彼夷俘之物_一。綿既着_二賊襖_一、胄鉄亦造_二敵農器_一。於_レ理商量、為_レ害極深。自今以後、宜_二嚴禁断_一。如有_二王臣及国司、違_二犯制_一者、物即没官。仍注_レ名申上。其百姓者、一依_二故按察使從三位大野朝臣東人制法_一、随_レ事推決。

延暦六年正月廿一日

この官符では、三十八年戦争のただなか国司・王臣家をはじめとする非蝦夷系住民と蝦夷との私的な交易が盛んに行われていたことが語られている。長年にわたる戦争状態にもかかわらず在地では蝦夷と中央政府側の人びととの私的な経済交流が絶えることなく続けられていたことは注目に値する。しかも中央政府側からみて、このような私的な交易は、単に蝦夷側に経済的な利益をもたらすにとどまらず、「略_レ良窃_レ馬、相賊日深」とあるように、蝦夷の敵対的行為を助長し、さらには「売_二此国家之貨_一、買_二彼夷俘之物_一」という行為を通じてさまざまな物資が蝦夷側の手にうつり、それらが「綿既着_二賊襖_一、胄鉄亦造_二敵農器_一」というように、蝦夷社会の軍事力や

農業生産力を高める作用をしたのであって、国家にとって「為」害「極深」いものであった。

長期にわたる戦争状態が蝦夷にとって大きな負担となり、彼らの社会に甚大な影響を及ぼしたことは容易に想像されるが、一方では、そのような戦争状態が平時に律令国家と蝦夷の間に形成されている朝貢関係の動揺・破綻をまねき、蝦夷集団にとってはかえって自律的な行動をとりやすくなるという側面があったことも事実であろう。この朝貢関係の破綻は、この時期にしたいに顕著になってくる。王臣家の自立化ともあいまって、密貿易ともいべき私的な交易を助長させる原因となつていったと考えられる。こうして増大していった交易が蝦夷側に経済的な恩恵をもたらして政府軍に対する抵抗の源泉の一つとなるとともに、蝦夷社会内部にさまざまな変動を引き起こすことにもなつたであろう。

三十八年戦争の勃発以前にも、主として公的な朝貢関係に付随した形で、より小規模ながら恒常的に律令国家と蝦夷との間に物資の流れが形成されていたとみられる。このような長期にわたる蝦夷社会への物資の流入は、彼らの社会を徐々に変化させることになつたであろう。それに加えて、律令国家による蝦夷の族長層への君(公)のカバネ・官職・位階・蝦夷爵等の授与も蝦夷社会の統合・発展の触媒の役割を果たしたと思われる。というのは、蝦夷社会は族長によって率いられた、互いに相対的に自立し、対抗関係にある集団によって構成されており、社会的統合が未熟で不安定な社会であつた(工藤氏、前掲「城柵と蝦夷」)。このような構造の社会で、ある特

定の集団がほかの多くの集団を統属下において社会的統合を進めるためには、他の集団がそのもとに服する卓越的な権威を保持することが不可欠であつたと思われる。ところがそのような権威は当時の蝦夷社会独自には形成されえず、律令国家から付与される姓や位階がその機能を果たしたとみられる。すなわち蝦夷の族長へのカバネ・官職・位階などの授与は、律令国家の権威の分与にほかならず(ただし郡司などの官職にはむろん一定の職務権限がともなつた)、かかる卓越的な権威を帯びた有力な族長に率いられた集団がほかの弱小集団を支配下に置くという形で、蝦夷社会の統合が進められていったと考えられるのである。

以上要するに、八世紀中葉以降の北上川中流域における蝦夷社会の急速な発展は、稲作農耕の定着に代表されるような蝦夷社会の自律的な発展を基礎にしつつも、八世紀初頭以来の律令国家側との公的・私的さまざまな形態の接触にともなう物資の流入、さらには族長層への律令国家の権威の分与などの外的な契機によっていつそう促進されていったであろう。

三十八年戦争は、天平宝字年間以降の律令国家の積極的な蝦夷政策への転換という外的な要因のほかに、このような北上川中流域を中心とした蝦夷社会の発展という内的要因が基礎にあつて引き起こされたものと理解されるが、既述のようにこの戦争が蝦夷社会の発展をさらに促進する側面もあつたことを注意しておきたい。

二、三十八年戦争と奥郡

1、八世紀後半における移民政策の行きつまり

城柵には、七世紀中葉の段階から柵戸とよばれる国家によって主導された移民が付属していた。その後、とくに八世紀前半には陸奥出羽両国の蝦夷と境を接した地域の基盤強化のためにもっとも組織的に多数の移民が送り込まれ、その結果として黒川以北十郡のような移民を主体とした特異な近夷郡が成立する。城柵設置地域に送り込まれる柵戸は、城柵を拠点とした蝦夷支配の人的・物的基盤を構成しており、城柵による蝦夷支配を支えるものであった(拙稿「近夷郡と城柵支配」『東北学院大学論集』歴史学・地理学二一 一九九〇年)。

この城柵の造営と一体となった移民政策は、その後しばらくの間中絶し、天平宝字年間の雄勝・桃生両城の造営とともに、この両地域を主な対象として再開される。しかし従来から指摘されているように、これ以降、その性格は大きく変わり、浮浪人・罪人・乞食などを柵戸として移配するようになり、徒刑労働的な色彩を帯びてくる。ところが神護景雲年間になると、それらに加えてふたたび一般の民戸を大量に城柵に移配する政策がとられるようになる(表1参照)。もっとも、これは税制上の優遇措置をとって百姓のなかから希望者を募るといった形をとっている点で、八世紀前半の一般公民の移配とは明確に異なっている。しかもこれ以降は、浮浪人の移配の場合も含めて「柵戸」とは呼ばなくなることも注意される。さて八世

年 月	事 項
(1) 天平宝字 1 (757). 4	不孝・不恭・不友・不順の者を陸奥国の桃生、出羽国の小勝に配する。
(2) 天平宝字 1 (757). 7	橘奈良麻呂の一味の久奈多夫礼らに同調した百姓を出羽国の小勝村の柵戸に移配する。
(3) 天平宝字 3 (757). 9	坂東 8 国、並びに越前・能登・越後等の 4 ケ国の浮浪人 2000 人を選別して雄勝柵戸とする。
(4) 天平宝字 4 (760). 10	陸奥の柵戸の百姓らの申請により、郷土の父母兄弟妻子も同じく柵戸に貫する。
(5) 天平宝字 4 (760). 12	博戯で争って仲間の僧を殺した薬師寺僧華達を陸奥国の桃生柵戸とする。
(6) 天平宝字 6 (762). 閏 12	乞索兒 100 人を陸奥国に配して占着させる。
(7) 天平宝字 7 (763). 9	母を殺した河内国丹比郡の人を出羽國小勝の柵戸とする。
(8) 神護景雲 1 (767). 11	私鑄銭の人に姓を鑄銭部と賜い、出羽国に流す。
(9) 神護景雲 2 (768). 12	陸奥国及び他国の百姓に給復の特典を与えて、伊治・桃生への移住を募る。
(10) 神護景雲 3 (769). 1	陸奥国、桃生柵戸に配した浮浪人が定着せずに逃亡するとして、隣国の 3丁以上の戸 200 烟を募って城郭の成とすることを請うが、太政官は罪のない民を辺城に配するのは不当として却下、法外の給復をして桃生・伊治 2 城に移住を希望するものを募る。
(11) 神護景雲 3 (769). 2	坂東 8 国に命じて、法外の優復を与えて桃生・伊治 2 城に移住したい百姓を募集させる。
(12) 神護景雲 3 (769). 6	浮浪の百姓 2500 余人を陸奥国伊治村に置く。
(13) 宝亀 7 (776). 12	陸奥国諸郡の百姓に復 3 年を与えて奥郡を成るものを募る。
(14) 延暦 14 (795). 12	逃亡した諸国の軍士 340 人を陸奥国の柵戸に配する。
(15) 延暦 15 (796). 11	相模・武蔵・上総・常陸・上野・下野・出羽・越後等の国の民 9000 人を陸奥国伊治城に遷置する。
(16) 延暦 21 (802). 1	駿河・甲斐・相模・武蔵・上総・下総・常陸・信濃・上野・下野等の国の浪人 4000 人を陸奥国胆沢城に移配する。

表 1 . 八世紀後半以降の柵戸移配一覽

紀後半以降、城柵設置地域への移民に新たに罪人や乞食が加えられたということは、律令国家の辺境観の変化を象徴的に示すという点では重要であるが、量的には比較的少数であったとみられる。したがってこの時期以降の移民政策は、(1)浮浪人の強制移住と(2)一般公民の優遇措置を講じての募集という二つの方式が主流を占めるようになっていったとみてよい。

八世紀後半以降に建郡した栗原・桃生両郡以北の陸奥国の奥郡について『和名類聚抄』の郷名を検してみると、磐城(桃生郡)、会津(栗原郡)、白河(胆沢郡)といった陸奥南部の郡名、信濃・甲斐(江刺郡)、下野・上総(胆沢郡)といった東国諸国の国名と一致するものが少なからず確認できる。これらは、黒川以北十郡の場合と同様に、移民の出身地に由来する地名とみられる。ただ黒川以北十郡においては、ほとんどの場合、東国ないし陸奥国南部の郡名とその郷名が一致するのに対し、それ以北の奥郡では一致する郷名が、東国諸国に関しては国名に限られるという違いがある(表2参照)。これは移民の実施形態の相違を反映したものである(表2参照)。これは紀前半に実施された柵戸の移配が、主として郡単位の組織的な移民であったと想定されるのに対し、そのような政策の変更を余儀なくされた八世紀後半以降においては、東国諸国の浮浪人や一般公民の希望者を主に国単位で奥郡に送り込むという形態をとったことが郷名の特色の違いとして表われたのではないかと推測される。ただ陸奥国内の場合は、宝亀七年(七七六)に、「募_下陸奥国諸郡百姓成_二奥郡一者_上、便即占着、給_二復三年_一」(『続日本紀』同年十二月丁酉

郡名	郷数	郷名	一致する国郡名	備考
黒川以北十郡	3	新田郷 白川郷	上野国 陸奥国	新田郡 白河郡
	3	賀美郷	武蔵国 陸奥国	賀美郡 磐瀨郡
	4	磐瀨郷 相模郷 安蘇郷	相模国 下野国	安蘇郡 信太郎
	4	玉造郷	常陸国	信太郎
	3	志太郷	常陸国	信太郎
	2			
	4	新田郷	上野国	新田郡
	5	小田郷	武蔵国	賀美郡
	3	賀美郷	武蔵国	賀美郡
	4	生原郷	陸奥国	磐城郡
4	会津郷	陸奥国	会津郡	
7	磐城郷	陸奥国	磐城郡	
7	生原郷	陸奥国	会津郡	
4	信濃郷 甲斐郷	信濃国 甲斐国		
7	胆沢郷 白河郷 下野郷 上総郷	陸奥国 陸奥国 下野国 上総国	白河郡	
				延暦18年富田郡を併合 慶雲4年初見(信太郎) 延暦18年讃馬郡を併合 延暦18年登米郡を併合 宝亀2年初見 神護景雲3年建置か 「延喜式」初見 承和8年初見 延暦23年初見

表2 陸奥国奥郡の郷数・移民郷一覽

条、表1(13)とあるように、郡単位で百姓すなわち一般公民の移住がおこなわれたために郡名と一致する郷名が残ったのであろう。この時期の移民は、出身地や移配先のさまざまな事情に規定されて、移配先で逃亡者が続出したり、希望者が思うように集まらなかったりということがしばしばあったと思われるが、上記のごとき名称をもつ郷がいくつか確認できるということは、この地域に浮浪人や一般公民などからなる移民が一定程度定着したことを示すものと解してよいであろう。すなわちこの地域の移民系住民は、主として東国・陸奥国南部出身の一般公民や浮浪人から構成されていたと考えられ

るのである。

さて、この柵戸の変質については、三つほどの原因を考える必要があると思われる。ひとつは律令国家側の要因で、辺境、とくに新たに律令国家の領域に取り込んだ陸奥国の桃生・伊治（栗原）、出羽国の雄勝等の地域が、中央の貴族からみて浮浪人や犯罪者・乞食などの移配地としてふさわしいと観念されたことが、政策の変更を招く直接の原因となったとみられる。中世国家では、本州最北の外が浜が境界の地とされ、夷島はその外に位置づけられて、ともに悪しきものを追放するところとされたという（大石直正「外が浜・夷島考」『関晃先生還暦記念 日本古代史研究』吉川弘文館 一九八〇年）。右の辺境観は、この中世の辺境観の萌芽的形態としても興味深い。

ついで移民を送り出す東国などの在地社会の疲弊・変化が、移民政策変更の原因として考えられる。すなわち在地社会の変化によって、以前にくらべて一般公民を柵戸として辺境の地へ強制的に移住させることが困難になったという状況が想定されるのである。そのような変化は、すでに八世紀前半の東国からの組織的な柵戸、鎮兵などの徴発によってある程度進行していたであろうが、とくに蝦夷政策が積極化する天平宝字年間以降はさらに加速されていったと思われる。表1の(9)(10)(11)(13)(15)などにみられるように、神護景雲年間以降、一般公民を城柵設置地域に移配する政策が再び行われるが、それらのほとんどは優遇措置を講じて希望者を募るという方式をとったことが明らかで、もはやかつてのように一般公民を組織的、強制的

的に移配するという方式はかげをひそめてしまう。これは八世紀初頭以来の東国に対する柵戸・鎮兵などの過重な負担が住民の間に辺境への移住に対する忌避を生み、これに律令国家の支配体制の弛緩が加わって、従前のごとき公民の強制移住策が実施困難となった⁽⁵⁾。といったためと考えられる。

三番目として移民の移配先である奥郡の状況の不安定化があげられる。蝦夷と境を接する近夷郡の一带は、つねに未服の蝦夷の脅威にさらされているという、特殊な状況下であり、蝦夷との抗争・戦乱が起るたびに、田地が荒廃したり、住民が逃亡したりすることがくり返される、在地の状況がきわめて流動的で不安定な地域であった（拙稿、前掲「近夷郡と城柵支配」）。養老四年（七二〇）の陸奥の蝦夷の反乱があつたあとの『続日本紀』養老五年（七二二）六月乙酉条に「陸奥・筑紫辺塞之民、数遇^二烟塵^一、疾^二劳戎役^一。加以、父子死亡、室家離散」とあり、つづく六年（七二二）閏四月乙丑条にも「廼者、辺郡人民、暴被^二寇賊^一、遂適^二東西^一、流離分散」とみえているように、そのような状況は奈良時代の前半からすでに存在していた。しかし奈良時代の後半になって律令国家が桃生・雄勝・伊治の諸城を造営して積極的な北進策をとると状況は一層悪化し、奥郡一帯はしだいに安定的な支配秩序を維持することが困難になっていく。とくに三十八年戦争勃発後は、『続日本紀』宝龜六年（七五五）三月丙辰条に「陸奥蝦賊騒動、自^レ夏涉^レ秋、民皆保^レ塞、田疇荒廢」とあり、また延暦元年（七八二）年五月甲午条に「陸奥国頃年兵乱、奥郡百姓、並未^二来集^一。勅給^二復三年^一」とみえるように、

この地域でくり返される政府軍の軍事行動と蝦夷の武力抵抗は、非蝦夷系住民のこの地域への新たな定着を困難なものにするともに、いったん定住した住民のこの地域からの逃亡をも誘発していった。『続日本紀』神護景雲三年（七六九）正月己亥条に「被_二天平宝字三年符_一、差_二浮浪一千人_一、以配_二桃生柵戸_一。本是情抱_二規避_一、萍漂蓬転、将至_二城下_一、復逃亡」とあるとき、浮浪人を柵戸に移配しても定着しがないというような状況や、同日条で太政官自らが「今徒_二無罪之民_一、配_二辺城之戍_一、則物情不_レ穩、逃亡無_レ已」と表明しているような、一般公民であっても、強制的に移住させると多くは逃亡してしまうという中央政府の状況判断は、如上の在地の状況の不安定化を背景にもつものであったと考えられる。このような奥郡の支配秩序の不安定化が、移民の定着を妨げ、ひいては移配方式の変更をもまねいたのである。

八世紀後半から末葉にかけて、このような原因が重なって律令国家の奥郡への移民政策は従来の方式の変更を余儀なくされ、しだいに行きづまりをみせていくが、そのうちもつとも基底的な要因はやはり第三の移住先である奥郡の状況の変化であろう。律令国家は八世紀半ば以降、積極的な北進策を取り、支配領域を北に広げるが、そのことが蝦夷との対立を激化させることになり、かえって奥郡での安定的な支配体制を維持することができなくなっていくのである。かかる状況がこの地域の非蝦夷系住民の逃亡を誘発するとともに、一般公民の組織的な移住策を困難なものにし、非蝦夷系住民のこの地域への定住を阻害する主要な要因となったと思われる。そし

てこの八世紀後半に現出する新たな状況の背後には、第一節で論じた北上川中流域の蝦夷（山道蝦夷）の台頭があったのである。

2、桃生・栗原以北の奥郡における公民支配

同じ陸奥国の奥郡でも、八世紀前半に成立した黒川以北十郡にくらべて、八世紀後半の桃生・伊治兩城の造営にともなって建郡をみる桃生・栗原兩郡、および延暦二十一年（八〇二）の胆沢城の造営に相前後して建置されたとみられる磐井・江刺・胆沢の三郡は種々の点で性格の異なった郡であった。この事実は、旧稿（前掲「近夷郡と城柵支配」）では認識できなかったが、奥郡の考察にとつてきわめて重要なことと思われる。

まず黒川以北十郡の地域には玉造郡・小田郡の二軍団が置かれ、この地域の公民は一定の割合で兵士として徴発されたが、桃生・栗原兩郡より北にはついに軍団が置かれることがなかった。律令制下において軍団は数郡に一つの割合で置かれ、通常、千人の一般公民から徴発された軍団兵士をもつて構成される。したがって軍団の設置には一定程度の公民制の充実が必要であったのであり、桃生・栗原兩郡以北に軍団が設置されなかったのは、軍団兵士制を支えるに十分な公民制がこの地域に形成されえなかったからにほかならない（鈴木拓也「古代陸奥国の軍制」『歴史』七七 一九九一年、今泉隆雄「古代東北と南と北」日本考古学協会宮城・仙台大会シンポジウム資料集「北からの視点」一九九一年）。これは先にみた八世紀後半以降における律令国家の移民政策の行きづまりと対応するものであ

る。

桃生・栗原両郡以北での公民制の未熟は、この地域から非蝦夷系豪族がほとんど成長してこないという事実によっても裏づけられる。別稿で論じたように、古代東北の豪族は、直接・間接さまざまな形で征夷にかかわった。律令国家は豪族の在地での支配力・経済力を積極的に征夷に利用しようとしたし、彼らも国家の政策に加担することによって一族の地位の向上をはかった。その結果、東北地方には、他地域にくらべてはるかに多くの「征夷型」豪族とも呼ぶべき新興階層が台頭してくるのである（拙稿「東北の豪族」新版 古代の日本』九 東北・北海道 一九九二年）。ところがこの「征夷型」豪族の分布をみると、道嶋氏をはじめとして、そのほとんどは黒川以北十郡よりも南の地域に限られ、桃生・栗原以北の地域では皆無といつてよい。これまたこの地域の公民制の未熟を示すものと思われる。

また、桃生・栗原両郡以北における公民制の未熟は、この地域の郡の規模、さらには公民支配における城柵の比重にも影響を及ぼしたと考えられる。「和名類聚抄」によれば、神亀元年前後にいつせいに成立したとみられる黒川以北十郡は、平均三郷程度からなるきわめて小規模な郡の集合体であったが、桃生・栗原・磐井・江刺・胆沢の諸郡はすべて四郷以上によって構成されており、とくに磐井・胆沢の両郡は七郷からなっている（表2参照）。すなわち桃生・栗原以北の奥郡は、黒川以北十郡にくらべて郡の規模が相対的に大きくなっているのである。黒川以北十郡が小規模なのは、この地域の住

民の主要部分が他地域からの移民で構成されていて、譜第郡領家が未成熟なうえ、蝦夷と境を接した辺境の地域であるために、通常の規模の郡域では安定的な公民支配が実現しがたいためにとられた方策であった。ここでは「統領之人」たる郡司による非蝦夷系住民の支配が基本で、それを前提としてこの地域に複数おかれた城柵が蝦夷系住民をも含めた地域全体の支配にあたるという体制であったと考えられる（拙稿、前掲「近夷郡と城柵支配」）。すなわち黒川以北十郡の公民支配においては、小規模に設定された郡の支配力が基本であり、城柵はそれを補完するという関係にあつたと思われる。これは移民を主体とした郡において公民支配を安定的におこなうのもっとも適した形態とみることができよう。これに対して桃生・栗原以北の奥郡の規模がやや大きく、とくに桃生・栗原の両郡では一郡一城柵の体制をとつたのは、この地域の安定的な支配と移民の定着が困難で、郡を主体とした公民支配の樹立が難しかったところから、小規模郡を基礎とした支配体制の形成が困難で、城柵主体の在地支配によって移民の定着をはかった結果ではないかと推測される。

以上、栗原・桃生以北の奥郡では公民制が十分に形成されなかつたということ、いくつかの点からみてきた。このことは前節でみた柵戸の変質、移民政策の行きづまりと表裏の関係にある。そしてこれらが桓武朝末年における征夷中止の決定と、その後の蝦夷政策の根本的な転換の歴史的前提をなすものと考えられるのである。

3、三十八年戦争と出羽国山北地方

三十八年戦争の主戦場は北上川中流域を中心とした陸奥国の奥郡一帯であったが、先にみたように戦線はまもなく出羽国にまで広がり、とくに雄勝城を中心とした山北地方では混乱が続いて、陸奥国の奥郡と同じような状況が現出する。すなわち『続日本紀』延暦二年（七八三）六月丙午朔条に「出羽国言、宝亀十一年、雄勝・平鹿二郡百姓、為賊所略、各失本業、彫弊殊甚。更建郡府、招集散民、雖給口田、未得休息。因茲不堪備進調庸。望請、蒙給優復、将息弊民。勅給復三年」とあるように、この地域の「百姓」すなわち移民系の住民が、「賊」すなわち蝦夷の略奪を受けて他地域に逃走したために、郡の支配秩序が崩壊してしまい、その回復のために「郡府」の再建、散民の招集や給復などの施策を実施しているのである。くわしくは別稿に譲らざるをえないが、山北地方は九世紀後半においても不安定な状態が続いており、その点で北上川中流域と類似した性格を有する地域であった。のちに東北地方北部の有力な支配者となる安倍・清原両氏がいづれもこの両地域を拠点としていたという事実を想起すると、その前段階における両地域の性格に類似した側面があるということは単なる偶然とは考えがたく、両氏の台頭の原因をさぐるうえで看過できない意味をもっていると思われる。

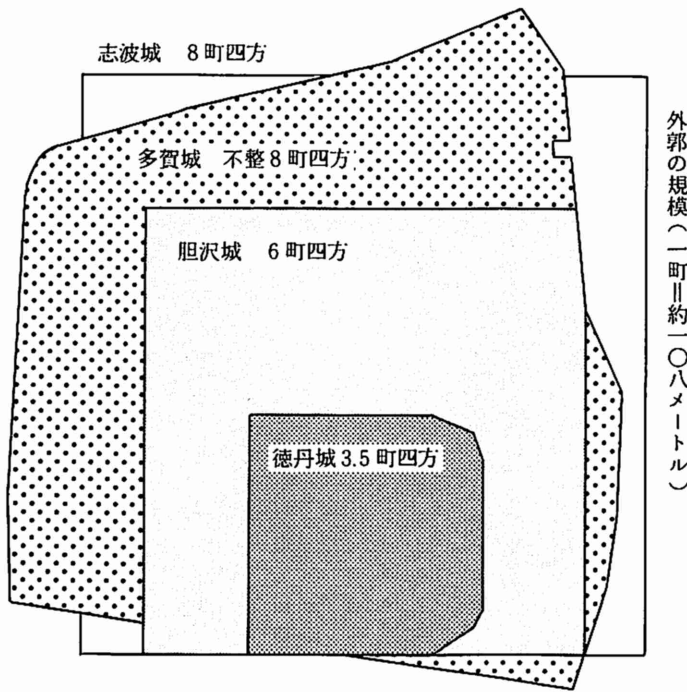
三、桓武朝末年における征夷の中止と蝦夷支配方式の転換

1、徳政相論後の政策転換

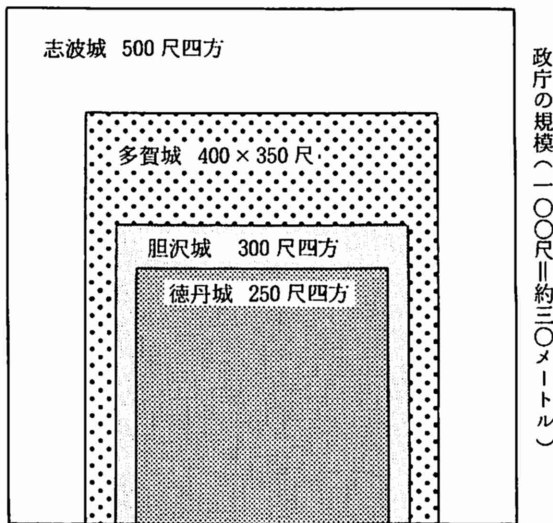
延暦二十年（八〇一）、坂上田村麻呂を征夷大將軍とする征討軍がようやく胆沢の蝦夷の制圧に成功する。ついで胆沢・志波の両城が築かれて北上川中流域の支配体制がととのうかみえたが、その直後の延暦二十四年（八〇五）十二月に藤原緒嗣と菅野真道の間で徳政の相論がおこなわれるのである。このとき桓武が軍事（「征夷」と造作（「造都」）の中止を決意した理由は、緒嗣が「方今天下所苦、軍事与造作一也」と端的に述べているように、この二大国家事業による諸国の民衆の疲弊のためであった。田村麻呂が副將軍に任命された延暦十三年（七九四）次の征討も、またつづく延暦二十年次の征討も、事前に三年余にわたって入念な準備がおこなわれたように、膨大な物資と兵員（十三年次一〇万、二十年次一四万）が投入された。これが諸国にとつて大きな負担となったことはいうまでもあるまい。胆沢地域の蝦夷の制圧には、実に多大な犠牲が払われたのである。

徳政相論は中央政府の蝦夷政策の重大な転機となった。軍事と造作の中止を主張した緒嗣自身、大同三年（八〇八）に東山道觀察使兼陸奥出羽按察使に任ぜられ、一年半の任期中にさまざまな民生安定策を講じて大きな足跡を残したが、徳政相論の意義はそれにとどまらない。近年、阿部義平氏によつて光があてられたように、中央政府の蝦夷政策全般にわたりきわめて重大な転換をもたらしたのである（阿部義平・永嶋正春「徳丹城とその施釉瓦について」『国立歴史民族博物館 研究報告』六 一九八五年）。

徳政相論の直前の延暦二十二年（八〇三）に築かれた志波城は、



陸奥国で最大級の城であり、一辺八四六尺の外郭の規模は多賀城に匹敵し、一五〇尺四方の政庁にいたっては多賀城をものぐ、東北最大の規模を有する。胆沢城と比較しても、全体面積で一・五倍ほど、政庁は二倍に近い(図1)。しかも胆沢城の場合と同様に、坂上田村麻呂が造志波城に任せられて都から下り、その造営にあたっては、このようなことを総合すると、志波城は、造営の時点においてはむしろ胆沢城をしのぐ重要性をもっており、さらに北方の未服



の蝦夷を支配する拠点という意図をもって築造されたものであろう(阿部氏、前掲「徳丹城とその施釉瓦について」。とすれば、志波城造営の時点では、中央政府はかなり積極的な蝦夷政策を保持していたということになる。

この志波城は、弘仁二年(八一二)の文室綿麻呂を征夷將軍とする征討が成果をおさめた直後、にわかに綿麻呂の要請によって、しばしば水害にあうことを理由に便地に遷置される。そして志波城の

図1 志波城と他の主要城柵との規模の比較
『志波城』(盛岡市文化財シリーズ第9集)より

後身として翌弘仁三年三月ごろに建造されたのが徳丹城であった。⁽⁷⁾ところがこの徳丹城は、陸奥・出羽両国を通じて最小規模の城柵であり、しかも外郭施設は、志波城が築地であったのに対してより簡便な材木列で構成されており、造営期間も三カ月程度と短期間であった。このように徳丹城は志波城の後身として造営されながら、規模および施設の結構がいちじるしく縮小・簡素化されているのである。したがってこれは、かつて八木光則氏が問題提起したように、志波城建置から徳丹城建置のわずか一〇年たらずの間に、「大きな政治的変革があったことを示すもの」と考えざるをえない（盛岡市教育委員会「志波城跡Ⅰ」IV志波城跡をめぐる諸問題へ八木光則執筆、一九八一年）。そしてこの急激な政策転換の契機となったのは、阿部氏の指摘の通り、延暦二十四年の徳政相論以外には考えがたいのである。

徳政相論にともなう征夷中止の決定は、ただちに中央政府の東北政策に多方面にわたって重大な変更をもたらした。桓武朝の武力討伐策は全面的に改められて、收拾策が模索されることになる。志波城の廃止と徳丹城への移転は、それをもっとも象徴的に示すものである。志波城の移転は、正史の述べるごとく水害に遭いやすいという理由だけでは理解しがたい。というのは、阿部氏が指摘しているように、徳丹城は南に後退した地域に格段に規模を縮小して建てられており、しかもこの移転事業は、兵力の大幅削減およびその再配置と併行して実施されているからである（阿部氏、前掲「徳丹城とその施釉瓦」）。すなわち弘仁二年の征夷の終結を機に、最北の志波

城を最重要拠点とした、さらなる北進策は放棄され、胆沢城を中心として北上川中流域の支配体制を確立し、桓武朝の征夷の成果を確保することに蝦夷政策の重点が移るのである。

徳政相論の後に実施された弘仁二年の征夷自体、桓武朝の征夷とは性格を大きく異にしていた。すなわちこのときの征討軍は東国の兵力にまったく依存せず、陸奥出羽の二万余の兵力のみでおこなわれ、しかも実際に爾薩体・幣伊両村の蝦夷を攻撃した主力は陸奥出羽両国の俘軍であった。これは東国がたび重なる征討や鎮兵役で疲弊していたこと（鈴木氏、前掲「古代陸奥国の軍制」）に加えて、陸奥出羽両国の公民の負担も最小限にとどめようとする配慮の表れであらう。

『日本後紀』弘仁二年十二月甲戌条によれば、「陸奥国の蝦夷等、代を歴、時を涉りて、辺境を侵し乱り、百姓を殺略ぬ。是を以て掛けまくも畏き柏原朝廷の御時に、故従三位大伴宿祿弟麻呂を遣りて、伐平しめ給ひき。而るに余燼猶遣りて、鎮守未だ息まず。又故大納言坂上大宿祿田村麻呂等を遣りて、伐平しめ給ふに、遠く閉伊村を極めて、略ほかた掃ひ除きてしかども、山谷に逃げ隠れて、尽頭りて究殄ぼすこと得ずなりたり。茲に因りて正四位上文案朝臣綿麻呂等を遣りて、其の覆へ傾ける勢に乗りて伐平け掃ひ治めしむるに、副將軍等、各おの同心し力を勦はせて、殉心を忘れ以て身命を惜しまず、勤しめ仕へ奉り、幽く遠く薄り伐ち、巢穴を破り覆して、遂に其の種族を絶て、復た一二の遺りも無く、辺戎を解却き、一転餉ことをも停廃つ（原宣命体）とあり、政府の認識としては、綿麻呂の

征夷は田村麻呂の征夷の際の残党を掃討することが目的であったことが知られる。これが史上最後の征討軍となることからみても、綿麻呂の征夷は「征夷終結のための征夷」という性格をもつものであったとみられる。

以上、主として阿部氏の研究によりながら、桓武朝末年の徳政相論ののち、弘仁年間にかけて急速にそれまでの積極的な蝦夷政策の転換がはかられたことをみたが、このときの蝦夷対策の変更はさらに広範囲にわたったことが指摘できる。

弘仁二年の征討は史上最後のものになったが、翌三年の徳丹城の造営も前線の新たな城柵としては最後のものといつてよいであろう。また先にふれた弘仁二年次に引き続いて、弘仁六年（八一五）にも陸奥国の軍制が大幅に改革された。このときの改革で重要なのは、鎮兵制が全廃され、代わって健士制が創設されたことである。

東国からの鎮兵の派遣はおそらく大同年間に停止されたとみられ（鈴木氏、前掲「古代陸奥国の軍制」）、このときにはすでに陸奥国から鎮兵を徵発するようになっていたが、ここに長上兵である鎮兵制自体の廃止が断行されるのである。先に実施された東国鎮兵制の廃止は、弘仁二年の征夷が陸奥出羽のみの兵力でおこなわれたことと軌を一にするもので、両者相まって兵力の東国への依存を完全に払拭したことになる。また鎮兵制の全廃は、弘仁二年の征夷終結の折にも急務であることがいわれ、諸般の事情からただちに実施できなかったものが、ここに至って実現したものである。それを定めた「類聚三代格」弘仁六年（八一五）八月二十三日官符によれば、長

上兵である鎮兵の負担が過重なため人びとが疲弊して、このころにはその存続が不可能になっていたのであり、それに代わるものとして勲位者からなる番上兵である健士制が創設されることになるのである。鎮兵制の全廃は、陸奥国の兵力の大幅削減にほかならず、弘仁元年の時点で鎮兵三八〇〇人・軍団兵士四四〇〇〇人（一番八〇〇人と仮定）と、弘仁六年以降の健士二〇〇〇人（一番五〇〇人）・軍団兵士一番一〇〇〇人（総数は六四六〇〇〇人からのちに七四八〇〇〇人まで増加するが、一番あたりの兵士数には変化がない）をくらべると、実質兵力は前者の四六〇〇〇人に対して後者が一五〇〇人で、いっきよに三分の一に兵力が削減されたことになる。以後、陸奥国はこの兵力で城柵の防備や蝦夷支配を行わなければならなくなったのである。

この兵制の大幅な改革とともに重要なのは、この時期に七世紀後半以来続けられてきた国家主導による城柵設置地域への移民政策が停止されることである。現存の史料では、延暦二十一年（八〇二）正月に駿河・甲斐・相模・武蔵・上総・下総・常陸・信濃・上野・下野等の諸国の浪人四〇〇〇人を陸奥国胆沢城に移民したという記事（『日本紀略』同年正月戊辰条）が、東国からの移民の最後の事例である。この時期は正史である『日本後紀』の欠失部分が多く、これが実際に最後のものであったかは確定しづらいが、先にみた大同年間の東国鎮兵制の廃止や弘仁二年の征討軍の兵力が陸奥出羽両国に限定されていることなどからみて、東国等からの城柵設置地域への移民政策も徳政相論に相前後して停止されたとみて誤りないであ

ろう。

常備軍・征討軍における東国への依存の完全な停止と並んで、移民政策が中止されたということは、従来の蝦夷政策の根幹が変更されたことを意味する。そもそも蝦夷支配の拠点である城柵は当初から一定数の住民を付属した施設として構築された。その付属住民は非蝦夷系住民（八世紀中葉以前は原則として「柵戸」と呼ばれた）と蝦夷系住民（柵養蝦夷・俘囚・夷俘などと呼ばれた）からなっていたが、なかでも国家的施策によって城柵設置地域に移配・定着させられた非蝦夷系住民は城柵支配の重要な基盤となった。彼らを主体として近夷郡が編成され、この近夷郡がいろいろな意味で城柵支配の人的・物的基礎を構成しており（拙稿、前掲「近夷郡と城柵支配」）、その不足分を陸奥国中南部の諸郡からの軍団兵や租税の徴発、さらには鎮兵や征討軍の東国からの徴発、あるいは臨時の東国等からの軍糧の輸送などによって補っていたのである。八世紀後半以降、あらたに律令国家の領域に取り込まれた地域への移民の定着がなかなか進まないにもかかわらず、くり返し移民が送られたのもその重要性を物語るものである。それがここに東国への依存を断念する諸施策と並んで城柵設置地域への移民が中止されたということは、中央政府がこれまでの蝦夷支配方式の根幹を変更したことを意味するといつて過言でなからう。^{（補注）}

このように、徳政相論にともなう征夷中止の決定は、ただちに中央政府の蝦夷政策全般にきわめて大きな影響を与えることになった。この決定を境に、陸奥出羽両国は疲弊した東国から軍事的・経

済的援助を期待することは断念せざるをえなくなり、また負担の重い長上兵士役である鎮兵制や人々の忌避する奥郡への移民政策を継続することも困難となる。これ以降の陸奥出羽両国による蝦夷支配は、そのような大きな制約のもとにおこなわざるをえなくなるのである。これは東北古代史上、きわめて重大な政策転換である。従来の研究ではこの点の認識が十分でなかったと思われる。

2、征夷終焉後の蝦夷支配方式の変質

もともと陸奥出羽両国の北辺の地域には、移民系住民を主体とする近夷郡と蝦夷系住民によって構成される蝦夷郡の二類型の郡が存在した。この二つのタイプの郡は、八世紀代には截然と区別され、移民系と蝦夷系の住民は異なった方式によって支配が行われていたのである。黒川以北十郡に代表される近夷郡では郡司・軍毅・里長などの支配機構の人員はすべて移民系で占められ、そのもとで移民系住民は口分田を班給される代わりに租庸調や兵役などの律令的な賦課を課されていた（ただし調庸などの課役は状況に応じて免除された）。もちろん近夷郡には、この地域のもともとの住民をはじめとして蝦夷系の住民も多数居住していたが、かれらは身分的には俘囚・蝦夷とされて城柵に直属し、郡の支配機構の外に置かれていた。かれらには律令的な賦課が免除される代わりに、俘軍や城柵の造営などの賦課があり、中央政府の征夷に加担させられた。またこれらと別に、たとえば遠田郡のように蝦夷系住民によって構成される蝦夷郡があり、その地域の蝦夷の族長が郡領に任命された。蝦夷郡で

は律令的賦課は一切免除されたが、近夷郡の蝦夷系住民と同様に、俘軍や城柵の造営など、蝦夷支配に関連する賦課を負担しなければならなかった。このように律令制下では、本来、近夷郡と蝦夷郡は明確に区別され、またこの地域に住む移民系住民と蝦夷系住民も異なった支配方式によって支配を受けていたのである（拙稿、前掲「近夷郡と城柵支配」）。

このような律令制下の支配方式は八世紀の末葉ごろから変化がみられるようになるが、征夷の終焉以降はそれがさらに顕著になり、両者の区分がしだいに曖昧になってゆく。延暦九年（七九〇）五月、遠田郡領の遠田公押人が「田夷の姓」である「遠田公」の姓を恥じきらって「遠田臣」の姓を請い、認められているが、これは右の變化の嚆矢とみられる点で重要な改賜姓である。というのは、和銅三年（七一〇）に陸奥蝦夷に君姓を賜与して編戸の民とした（『続日本紀』同年四月辛丑条）のが蝦夷に対する君姓賜与の初見であるが、これ以降の史料にみえる蝦夷の族長のカバネは例外なく君（天平宝字三年（七五九）十月以降は「公」と表記するように定められる）である。おそらく和銅三年に律令国家から蝦夷の族長へ与えられるカバネは原則として君（公）と定められたのであろう。そのようなことから君（公）姓を「田夷の姓」とし、差別視するような社会通念がしだいに醸成されてくるのである。遠田君（公）一族は天平年間までには律令国家に服属して遠田郡の郡領に任じられ、中央政府の蝦夷政策に積極的に協力してきた特色ある一族である。賜姓の翌年の延暦十年には同じ遠田臣押人が外従五位下の位階を授与されて

いることからみて、この押人への賜姓・叙位はそのような一族の来歴に加えて、おそらく延暦八年次の征夷における押人個人の功績を賞したものと思われ、特例であったとみられる。ところが征夷中止決定後の弘仁三年（八一二）には出羽国の田夷置井出公告麻呂らに上毛野緑野直の姓を賜与し（『日本後紀』同年四月庚子条）、また遠田郡の竹城公金弓ら三九六人の「田夷の姓」を改めて臣姓や連姓を賜与して公民としているのをはじめ（同書同年九月戊午条）、弘仁六年にも遠田郡の人びとに同様のことがあり（同書同年三月丁酉条）、くだって承和二年（八三五）には俘囚吉弥侯宇加奴ら三人に物部斯波連の賜姓がおこなわれている（『続日本後紀』同年二月己卯条）。

このように征夷の終焉を境にして、蝦夷の族長に君（公）以外のカバネを賜与することが一般化していくのである。これは八世紀代の蝦夷系と非蝦夷系とを身分的に截然と区別して支配する政策が、やはり征夷の終焉を境として崩壊していくことを示すものである。

同様に征夷の終焉を境として、従来の「民」「夷」二系列の支配方式が明確に転換するものに賑給がある。俘囚への賑給は、『日本後紀』弘仁四年（八一三）二月戊申条に「制、損稼之年、土民・俘囚、咸被_レ其災。而賑給之日、不_レ及_二俘囚_一。飢饉之苦、彼此_レ同。救急之恩、華蛮何限。自今以後、宜_下准_二平民_一、預_中賑給例_上。但勲位・村長及給糧之類、不_レ在_二此限_一」とあるが、ここに「賑給之日、不_レ及_二俘囚_一」と述べられているように、「俘囚と蝦夷は、賤民と同様に、本来は賑給の対象ではなかったのである」（宮原武夫「律令国家と辺要」田名網宏編『古代国家の支配と構造』東京堂出版 一

年 月	事 項
(1) 弘仁 4 (813), 2	不作の年に賑給が俘囚に及ばないのを不合理として、俘囚も賑給の対象に加える。 大地震のあった出羽国の当年の租調を免じるとともに、民夷の区別なく賑給し、屋宇を修理させる。 窮弊している出羽国の百姓・夷俘に賑給する。 穀一万石を陸奥国の夷俘に賑給させる。 陸奥国で奥地の俘囚同士が殺傷し合う争乱が起こったが、飢困がその原因になっているというので、民俘を問わず初一万斛を賑給する。 陸奥国で大地震があったので、民夷を問わず死者はすべて埋葬し、生存者には手厚く賑恤を加える。 民夷雑居の地である山北の雄勝・平鹿・山本の三郡では、不作がつづいて飢饉の恐れがあり、民夷和し難いので、民は一年を復し、三郡の狄俘に不動穀を支給する。
(2) 天長 7 (830), 4	
(3) 天長 9 (832), 7	
(4) 斉衡 1 (854), 5	
(5) 斉衡 2 (855), 1	
(6) 貞観 11 (869), 10	
(7) 元慶 4 (880), 2	

表3 蝦夷に対する賑給一覧

九八六年)。このあと、蝦夷をも対象に含めた賑給は、表3にみられるごとく、しばしば行われるようになる。この「民夷」を問わない賑給は、征夷終焉以降の奥郡の不穏な状況と密接に結び付いて行われ、重要な政治的意義をもつと思われるので、稿を改めて検討を加えてみることにしたいが、さしあたって注意しておきたいことは、これまた征夷終焉直後に開始される、従来の「民」「夷」分割支配の原則を放棄する政策の一つであったということである。

またこれは内国移配の俘囚を対象にしたものとみられるが、弘仁七年（八一六）十月には同化の進んだ夷俘には口分田を授け、六年以上経つものから順次田租を徴収することにしている（『類聚国史』巻

一九〇 風俗部 俘囚 同年十月辛丑条）。これまた「民」「夷」の支配方式の一本化を示す政策とみられよう。

このように征夷の終焉を境として、奥郡ではそれまでの「民」「夷」二系列の支配方式が急速に崩れだし、支配体制の一本化がはかれるようになってゆく。これは大局的にみると、辺境への移民政策が行きづまり、さらには放棄されることによつて、それまでの移民系住民を基礎とした奥郡の編成と「民」「夷」分割支配の方式の維持が困難になったことを示すもので、以後、蝦夷系住民の存在は政治的にますます重要となつていき、やがてかれらを基盤とする支配体制が形成されていくのである。

おわりに

以上、本稿では平安初期に律令国家の征夷を終焉へと導いた原因と、その征夷の終焉が以後の蝦夷支配をどのように転換させたかということを考えてみた。

本稿の検討によれば、征夷の終焉は、律令国家が八世紀半ば以降とつた強引な北進策が、急激に成長した山道蝦夷を中心とする蝦夷の頑強な抵抗にあつて挫折した結果であつた。律令国家は、桓武朝の征夷によつて、胆沢地域の制圧に成功し、北上川中流域を支配領域に組み入れるが、そのために払った代償はきわめて大きく、東国諸国や陸奥出羽両国は疲弊が甚だしかった。そこで桓武天皇は、ついに藤原緒嗣の意見を受け入れて征夷の中止を決断する。その結果律令国家は、それまでの蝦夷支配の根幹をなしていた蝦夷と境を接

する地域への大量移民を基礎とした城柵支配を放棄するにいたるのである。

要するに、征夷の終焉は蝦夷支配のあり方に根本的な変更を迫ることになったのであり、ここから新たな問題が生じる。すなわち従来の、国家が城柵設置地域に組織的な移民をおこない、その移民を城柵を拠点とした蝦夷支配の基礎に置くという支配方式は、移民政策の挫折によって放棄せざるを得なくなり、新しく支配領域に組み入れた北上川中流域の支配においては、必然的に蝦夷系豪族の支配力を基礎とした支配体制の構築に向かわざるを得なくなっていくとみられる。

三十八年戦争はさまざまな後遺症を各地に残したであろうが、なかでも主戦場となった奥郡では、以後、九世紀を通じて不穏な情勢が続き、「民」「夷」の対立を根底にした騒乱と「民」の大量逃亡がくり返されることになる。奥郡一帯に不安定な状況がつづくなかで、しだいに鎮守府を拠点としつつも、蝦夷系豪族の支配力に依拠した新たな蝦夷支配の体制が模索されていったとみられる。こうして形成される蝦夷系豪族の支配力を基礎とした鎮守府支配の体制こそが、道嶋氏に代表される非蝦夷系の「征夷型」豪族の急速な没落をまねく一方で、奥六郡という広域の支配領域と安倍氏という俘囚出身の鎮守府在庁勢力の台頭とを準備するのである。この征夷終焉後の奥郡の情勢と鎮守府支配のあり方については、稿を改めて考えてみることにしたい。

注

- (1) 天平九年(七三七)の陸奥出羽連絡路の開設の折に、山海両道の夷狄らの動揺を鎮めるため、田夷遠田郡領遠田君雄人を海道に、帰服の狄和我君計安墨を山道に派遣しているのが、山海両道の蝦夷が並んで出てくるはやい例であり、山道蝦夷の初見史料でもある(ここで和我君が山道に派遣されているのは、和我君が山道蝦夷の一員であったことによると思われる。したがって山道には、この時点で和我(和賀)地域が含まれていたことになる)。海道蝦夷の初見は神龜元年(七二四)の海道の蝦夷の反乱である。またこの山道・海道という呼称は単独で用いられることはまれで、その多くは蝦夷集団の地域的な区分を示す呼称の一部として用いられている点に注意される。このような点からみて、山道蝦夷・海道蝦夷という呼称は、陸奥国北辺部からさらに北方の内陸部・海岸部方面にのびていた交通路に基づく区分であったとみられるが、本来、とくにその交通路を通じて陸奥国府などに朝貢してくる蝦夷諸集団を、律令国家側がこう呼んだところから生じたものである。
- (2) 拙稿、前掲「近夷郡と城柵支配」では、蝦夷の居住地と境を接した律令国家の北辺の郡を「類聚三代格」弘仁五年三月二十九日官符所引の天平七年五月二十一日格にしたがって「近夷郡」と呼んだが、その後、今泉隆雄氏から、これはやや特殊な用語ではないかという指摘を受けた。本稿ではこの教示にしたがって、より一般的と思われる「奥郡」という用語を原則的に用い、「移民を主体とする郡」という意味を明示したときに限って「近夷郡」を使用することにする。
- (3) この「出羽国志波村」という記載については、新訂増補国史大系本の頭注は「恐当補言字」とし、また高橋富雄氏は「日本後紀」延暦十四年(七九五)十一月丙申条に渤海国使が漂着した地点としてみえる「志理波村」の誤りと解する(「蝦夷」一一四頁 吉川弘文館 一九六三年)など、いずれも底本にない字を補って志波村を出羽国とする不都合を回避しようとしている。しかし根拠もなく原文を改変することは避けるべきで、この記事は原文のまま十分に解釈が可能と思われる。「類聚国史」卷一九〇(俘囚)延暦十一年(七九二)正月丙寅条によれば、斯波村の夷胆沢公阿奴志己らが陸奥国に願ひ出て言うには、かねてから王化に帰したいと願っていたが、伊治村の

同等の妨害にあつて(陸奥国に)朝貢することができなかつたといひ、陸奥国に助力を訴えている。この記事によれば、志波村の蝦夷はこのときまで蝦夷集団相互の対立などのため陸奥国との政治的な接触がなかつたことが知られる。すなわちこれ以前、志波村が政治的に陸奥国に服属したことがなかつたことは明白なのである。とすれば宝龜七年に志波村が「出羽国志波村」と記された理由の一半はここにあつたと解される。これは「出羽国の管轄下にある志波村」の意味とみられ、おそらくこれ以前に志波村の蝦夷が出羽国に來貢したことがあり、そのようなことにもとづいて志波村は八世紀代には出羽国の管轄下に置かれていたのであろう。なお同様の例として「日本書紀」持統天皇十年(六九六)三月甲寅条に「越度嶋蝦夷」とある記載があげられる。これは当時、度嶋(渡嶋)の蝦夷が越国の管轄下にあつたことを示すとみられる(拙稿「阿倍比羅夫北征記事の基礎的考察」高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館 一九八六年)。

(4) 延暦十五年(七九六)に九〇〇〇人の民が伊治城に移配されている(表1(5))の、伊治城すなわち栗原郡の地域では、この時点においてもなお移民の定着が進んでいなかったことを示すものにはかならない。

(5) 宝龜十一年(七八〇)の征夷をきっかけに坂東の軍団兵士の劣弱さが露呈し、以後、坂東の軍団兵士は征討軍の主たる兵力の供給源ではなくなり、散位子・郡司子弟・浮岩などの富豪層に兵士の徵発対象を移していくが(吉沢幹夫「延暦十一年の諸国兵士の停廃について」『東北歴史資料館研究紀要』二一九七六年、北啓太「征夷軍編成についての一考察」『書院部紀要』三一九八七年)、これまた東国の公民層の疲弊を示すものである。

(6) 郡による支配と城柵による支配のもつとも大きな違いは、前者が「統領之人」たる郡司の人格的な支配を基本とするのに対して、後者は城司たる国司と兵士(鎮兵・軍団兵)が常駐しており(今泉隆雄「古代東北城柵の城司制」羽下徳彦編『北日本中世史の研究』吉川弘文館 一九九〇年)、軍事支配体制下における城司の直轄支配という性格が強いといえよう。なお、延暦十八年(七九九)に富田郡を色麻郡に、讚馬郡を新田郡に、登米郡を小田郡に併合しているが(『日本後紀』同年三月辛亥条)、これは従来の黒川以北十郡における小規模郡を主体にした公民支配の変更を示すものにほかならず、おそらく長期にわたる戦乱状態の中で従来の小規模郡の支配力が低下したことに起因する郡の再編成であらう。

(7) この徳丹城の造営時期については、従来、弘仁三年説と同四年説があつたが、最近、鈴木拓也氏が指摘したように、弘仁三年三月中には完成していただとみるべきである(同氏、前掲「古代陸奥国の軍制」)。

(8) このとき鎮兵が三八〇〇人から一〇〇〇〇人に、軍団兵が四団四〇〇〇人から二団二〇〇〇〇人に削減された。それらの兵力のうち、鎮兵は五〇〇〇人ずつが胆沢城・徳丹城に配備されたことが知られ、兵士二〇〇〇〇人は多賀城と玉造塞に交替で上番することになったとみられる(鈴木氏、前掲「古代陸奥の軍制」)。

(9) 軍団兵士が二団二〇〇〇〇人から六団六〇〇〇〇人に増強される一方で、鎮兵一〇〇〇〇人が全廃され、かわりに健士二〇〇〇〇人が置かれる。

(10) 別稿で論じたように、多賀城碑で多賀城創建の年次とされる神龜元年(七二四)前後に、東国への依存を最小限にして陸奥一國で平時の蝦夷支配の遂行を可能とする「神龜元年」体制が形成されるが(拙稿「黒川以北十郡の成立」『東北学院大学 東北文化研究所紀要』二一九八九年)、それ以後も常備軍の一定部分は東国出身の鎮兵で構成されていたし、天平宝字年間に再開される移民政策、三十八年戦争勃発後の征夷軍の一部や武器・軍糧の調達など、律令国家の蝦夷支配の一定部分が東国の人的・物的資源に依存していたことは否定できない。

【補注】脱稿後、鈴木拓也「陸奥・出羽の公出卒制」(『川内古代史論集』六一九九二年)に接した。この論考によって征夷終焉時から延喜式制にいたる陸奥・出羽両国の国衙財政の変遷過程がいつそう明確となったが、本稿との関連でとくに重要なのは、(1)征夷終焉後の陸奥出羽の国衙財政は、それまでもっとも比重の高かつた軍糧の支出を極力抑えることをほぼ一貫して基本方針とし、また(2)基本的には他国の財政的援助を受けず、陸奥出羽両国のみで必要経費がまかなわれ、かつ(3)しだいに正税よりも国司・鎮官等の得分となる公廩を優先させる傾向が顕著になっていくことである。なお(2)に関しては、弘仁元年(八一〇)以降、陸奥出羽両国の官人が東国等の他国から公廩の支給を受けることがおこなわれるようになるが、このような方式は一部を除いて天長七年(八三〇)までに停止されることが鈴木氏によって明らかにされた。したがって東国等への公廩の依存は、三十八年戦争によって払底してしまつた兩國の正税を早急に復旧させるための暫定的措置とみるべきであらう。要するに、征夷終焉後は、それまで巨額にのぼつてきた正税の軍糧への支出が、弘

仁年間に実施された陸奥国の鎮兵の全廃と運動して大幅に削減される（ただし鎮兵全廃後も、それに代わって置かれた健士には公粮が支給された）とともに、疲弊した東国等への経済的な依存もできるだけ行わない方針がとられたのである。しかも官人の得分を最優先するようになったということは、それだけ征夷の重要性が低下したことを意味するもので、陸奥出羽両国の国衙財政のあり方にも征夷の終焉を境として根本的ともいえるべき転換があったことが知られる。